

令和5年10月20日

各 位

令和6年度予算編成方針

職員の皆さん、私と皆さんとの間で共に掲げている【まちづくりへの『こだわり』】を覚えてますか。

- データの分析と活用
- タイムリーな情報発信
- 町民参加型のワークショップ
- 気づき、スピード感
- 町民の満足度追及

引き続き、この『こだわり』を共通認識として常に持って、日々の業務に取り組んでいくことで、町民誰もが幸せや豊かさを実感できる「長泉らしい」まちづくりと一緒に目指していきましょう。

そして、第5次長泉町総合計画の前期基本計画期間が折り返し地点を迎えており、令和6年度は、その基本目標や成果指標の達成に向け、下記キーワードを基に、前期基本計画の総仕上げを意識した予算編成に取り組んでいただきたいと思います。

- ① データ分析による政策立案と効果の検証
- ② DXによる住民の利便性向上と内部事務の効率化
- ③ 大型事業実施に伴う経常経費削減の徹底

ここ数年、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応に加え、さらなるデジタル化の進展など、社会情勢や日常生活が常に変化する難しい状況下での大変な職務となっていることは承知していますが、その変化や町民の皆さまの声を踏まえた、誰にでも分かりやすく「長泉らしさ」を象徴するシンボリックな政策を創り出すことで「長泉らしい」まちづくりを自らの夢・理想として持ち、成功に向かってチャレンジしていくことが今を生きる私たちの使命であると考えています。

『 夢なき者に理想なし 理想なき者に計画なし

計画なき者に実行なし 実行なき者に成功なし 故に夢なき者に成功なし 』

～吉田 松陰～

引き続き、全職員が一丸となって、町政を前に進めていきましょう。

よろしくお願ひいたします。

長 泉 町 長

池田 介

第1 長泉町の財政運営

令和4年度一般会計の決算状況は、歳入の根幹をなす町税が、個人町民税などの増収により、前年度に比べ9千67万3千円増の95億2千129万7千円となり復調傾向が見られているものの、新型コロナウイルス感染症の影響は、堅調に推移してきた町税収入に対し、依然として影響をもたらしている。

また、財政構造の弾力性を示す指標においても、経常収支比率が80.6%、実質収支比率が5.5%といずれも他自治体と比較すると比較的良好な数値であるものの、一般的に妥当・望ましいとされる指標を上回っている状況である。しかしながら、地方公共団体の財政力を示す指標である財政力指数は1.18で、普通交付税の不交付団体を継続しており、また、地方債残高は、前年度に比べ5千200万4千円増の25億8千289万2千円となったが、積立金現在高60億6千570万4千円を大きく下回っている状況である。

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業の経営悪化等の地域経済や税収に与える影響は、収束の兆しを見せているものの、記録的な円安等による物価高騰による景気悪化の中で、ポストコロナに向けた持続可能な社会づくりを進めていかなければならない状況である。こうした中で、当町では、今後も都市公園や幹線道路の建設等のインフラ整備に要する経費、扶助費などの社会保障経費の増加等、財政運営における懸念材料もあることから、引き続き効率的で適正な予算執行に努めるとともに、改めてスクラップアンドビルドやワイススペンディング（効果的・効率的な支出）を確実に意識した上で、前例にとらわれず、事業執行及び検討、新たな財源の創出等、強固な財政基盤を構築していく必要がある。

第2 予算編成の基本方針

1 基本事項

第5次長泉町総合計画がスタートし、4年目を迎える令和6年度においても、引き続き目指すまちの姿である「みんなでつくる 輝きつづける“ちょうどいい”まち～優しく育む 豊かで安心な ながいづみ～」を実現するためには、これまで以上に、その実現に伴う予算の編成及び執行は住民からの期待に応える必要があることから、4つの基本目標、8つの政策について、効率的かつ積極的に取り組むため、下記事項に留意して予算を編成すること。

(1) 第5次長泉町総合計画に基づき町が推進する施策

総合計画に主な取り組みとして掲げる各種施策は、進捗状況を十分に検証し、未実施のものは具体的な実施時期や手法等、確実な実施に向けて検討を行い、既に実施しているものについても、安易に継続するのではなく、効果的な継続、拡充等に加え、必ずスクラップまで視野に入れた検討を行うこと。

(2) 質の高い行政サービスの提供

常にサービスを受ける町民目線に立った、より質の高い行政サービスを安定して提供し続けていくことが重要であることを念頭に置いて新年度予算編成を行うこと。

(3) 効率的な予算編成

新年度予算編成にあたっては、国や県の動向を確実に把握するとともに、予算要求する事業の必要性や効果等を検証し、庁内の横断的な合意形成を図り、事業の優先度をしつかりと見極めた上で行うこと。

(4) 国や県の制度把握

国の各省庁の予算要求内容や、県の予算編成状況等については、確実にその動向を把握し、的確に情報を庁内で共有し判断した上で、町の予算要求に的確に反映させること。

(5) 議会の意見等に対する的確な対応

議会の意見や監査委員の指摘事項については、その趣旨を踏まえ、速やかな改善を図ること。

(6) 費用対効果の考慮

他の部課と関連する事務事業については、相互に十分な協議を行い、目的の重複する事業は整理統合を図るなど、経費縮減と一層の事業効果の向上に努めること。

(7) 不用額の減少

毎年度計上しているものであっても、単に前年度と同額とせず、必ず過去の実績や予算執行状況調査等で算出した数値、社会環境の変化等を的確に把握し、可能な限り多額の不用額を生じさせることのないよう適正な額を見積もること。

2 歳入

歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度改革、国・県の動向等に十分留意し、使用料等の計画的な見直しや収納率の向上、新規財源の確保、特定財源の確保等に積極的に努めること。

なお、国・県等の特定財源について、その確保が見込めない場合には、財政規律保持の観点から速やかに企画財政課と協議すること。

(1) 町税

町税收入は、財政運営の根幹をなすものであり、その見積りにあたっては、今後の経済情勢や住民所得の推移、税制改正等の動向を慎重に見極めるとともに、収納率向上について、可能な限り高い目標を設定し、適正な額を見積もること。

(2) 分担金及び負担金

応益負担の原則により対象者の把握及び厳正な徴収に努め、適正な見積りを行うこと。また、国・県の基準や他団体の動向、類似施設の料金等を十分把握しておくこと。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の適正化、住民負担の公平性の確保を図るため、他団体の状況や類似施設との均衡を考慮したうえで、料率や単価の再検討を行い、適正な額を見積もること。

(4) 国・県支出金

国・県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ、関係機関との連携を密にしながら、補助対象や補助率、補助単価等を正確に把握するとともに、新たな補助制度の有無についても、積極的に内容の確認や把握に努め、適正な額を見積もること。

(5) 財産収入

資産経営の視点に基づき、町が保有する遊休資産（土地・建物・物品）の活用方法を十分検討し、売却や貸付による収入を適正に見積もること。

(6) その他

事業の財源については、先進自治体の取組みや事例等の情報収集を行い、財源の獲得手段について広く検討し、柔軟な発想をもって新たな財源の確保に努めること。

※諸収入については、前年度予算に計上したものだけでなく、過去の実績、類似団体との比較、事業の見直し状況等、多角的に検討し適切な額を見積もるとともに、今後も継続して収入の可能性があるものについては、安易に雑入で処理することなく適切な予算計上をすること。

3 歳出

歳出の見積りにあたっては、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫や一層の効率化に努めるとともに、経常経費については、前年度比0%以下で必要最小限とし、徹底した削減を図ること。

また、各種事業についての必要性や優先度、費用対効果を十分検証して適正な歳出に努めることとし、特に、コロナ禍により執行しなかった事業やコロナ対策の予算については、改めてその必要性及び執行の可能性や手法の妥当性を厳しく精査し、また、事業を継続する場合においても、その手段及び手法を十分に検討すること。

(1) 既存事業の検証

国、県、町、民間等、本来の事業に対する役割分担に立ち返り、町の責任分野を的確に見極め、ポストコロナを見据え、成果が上がっていない事業や、参加者等が少なく住民が満足感を得られていない事業については、施策事前評価シートの分析結果等を踏まえ、事業本来の目的を再認識した上で、安易に”今までどおり”とせず、事業の見直しや縮小、廃止、統廃合に必ず取り組むこと。

(2) 民間活力の導入

新規事業については、住民ニーズを的確に把握し、緊急性、必要性、効果に加え、民間活力の導入も含めて検討すること。

(3) I C T技術の活用によるデジタル化の推進

単に前例を踏襲することなく、執行の手法や体制を含め徹底した見直しと創意工夫に加え、既存の手法に固執することなく、A I やR P A等の新たなI C T技術の活用によるデジタル化を推進し、業務改善等を検討すること。

(4) 国庫支出金、県支出金

国庫や県支出金等、特定財源の廃止・減少があった補助事業については、安易に町単独事業とせずに、必ず施策検討委員会に諮ること。

(5) 物件費

旅費、需用費、委託料などのうち、経常経費については、内容や手法を再度検討し、前年度比0%以下で必要最小限の要求とし、更なる徹底した削減に取り組むこと。

また、備品購入費については、法定耐用年数を機械的に適用するのではなく、購入の必要性や時期を熟考のうえ、事業の遂行に真に必要なもののみ要求すること。

(6) 投資的経費

事業の緊急性や投資効果、後年度の財政負担等を十分に検討し、実施時期や事業規模、段階的整備等について十分検討すること。

(7) 維持補修費

施設利用者の安全確保等に十分配慮し、適切な管理に支障が生じることがないよう、計画的な執行に努めること。

(8) 負担金、補助及び交付金

既存のものについては、改めて公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるかなどを検証し、既に目的を達成したものや効果が少ないものについては、積極的に整理を行うとともに、时限等を設けるなど抜本的な見直しを行うこと。また、特に団体等への補助については、改めて団体の收支状況、活動内容を精査しておくこと。

(9) 扶助費

扶助費は、対象人員や扶助基準、制度改正や単価改正の動向を的確に把握し、法定分と町単独分の明確化を図り、単独分については、他団体と比較し給付水準が高い事業は、その必要性・妥当性を再検討し、過度の抑制は不要であるが、放漫な支出とならないよう縮小や廃止等の見直しを行うこと。

4 特別会計、公営企業会計

予算の見積もりは、一般会計に準じて行うものとする。については、経営的視点に立ち、支出の抑制と収入の確保に努め、安易に一般会計に依存することのないよう、財政の健全化に努めること。また、使用料や保険料等については、中長期的視点に立って適時適切な改定を実施すること。